社会福祉法人清心福祉会　次世代法一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　2026 年８月１日～2029 年７月 31 日までの３年間

２．内容

目標１：計画期間内に、男性の育児休業の取得率を 10%以上とする。

＜対策＞

●2026 年８月～　各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標２：全社員の時間外・休日労働時間の計画期間内の平均を各月２０時間未満とする。

＜対策＞

●2026 年8月～　管理職を対象とした意識改革のための研修を実施

●2027 年１月～　業務量の見直し、事務の効率化などの取組実施

●2027 年８月～　各施設における問題点の検討及び研修の実施

以上

社会福祉法人清心福祉会　女性活躍推進法一般事業主行動計画

女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、 次の行動計画を策定する。

１．計画期間　2026 年８月１日～2029 年７月 31 日までの３年間

２．内容

目標１：非常勤職員のキャリアアップに向けた研修の受講率を男女とも 50%以上とする。

＜対策＞

●2026 年８月～　全非常勤職員に対して研修制度の周知

●2027 年１月～　定期的な研修を実施し、面談などで個別に対象者へ受講を呼びかけ

●2027 年８月～　正規職員への登用機会と連携させる仕組みを定着させる

目標２：男女とも平均勤続年数を 10 年以上とする。

＜対策＞

●2026 年８月～　過去３年の平均残業時間を部署ごとに確認

●2027 年１月～　各施設の退職者数の点検

●2027 年８月～　各施設における問題点の検討及び研修の実施

以上